

第106号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月20日

品川区長 森 澤 恭 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年品川区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「規則」の次に「その他の規程」を加え、「以下同じ」を「）の数（以下「勤務日数」という）に改め、「18日」の次に「（1カ月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条および第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条および第11条の規定による休日ならびに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）」を加える。

第3条第2項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）」を削り、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第3項中「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第10条第5項各号列記以外の部分中「第1号から第6号までおよび第8号

に掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第7号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等および勤務時間条例第18条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）」に改め、同項第6号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を加え、同項第7号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加える。

第11条第2項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第13条第2項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年品川区条例

第44号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項の改正規定中「第10条第5項各号列記以外の部分中「第1号から第6号までおよび第8号に掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第7号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）第4条および第5条の規定による週休日、同条例第10条および第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日ならびにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）」に改め、同項第8号を同項第10号とし、同項第7号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号を同項第7号とし」を「第10条第5項第8号を同項第10号とし、同項第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ」に改める。

（説明）育児休業法に基づく臨時的任用職員に対する退職手当の支給要件の

うち、勤務日数に係る要件を緩和する必要がある。